

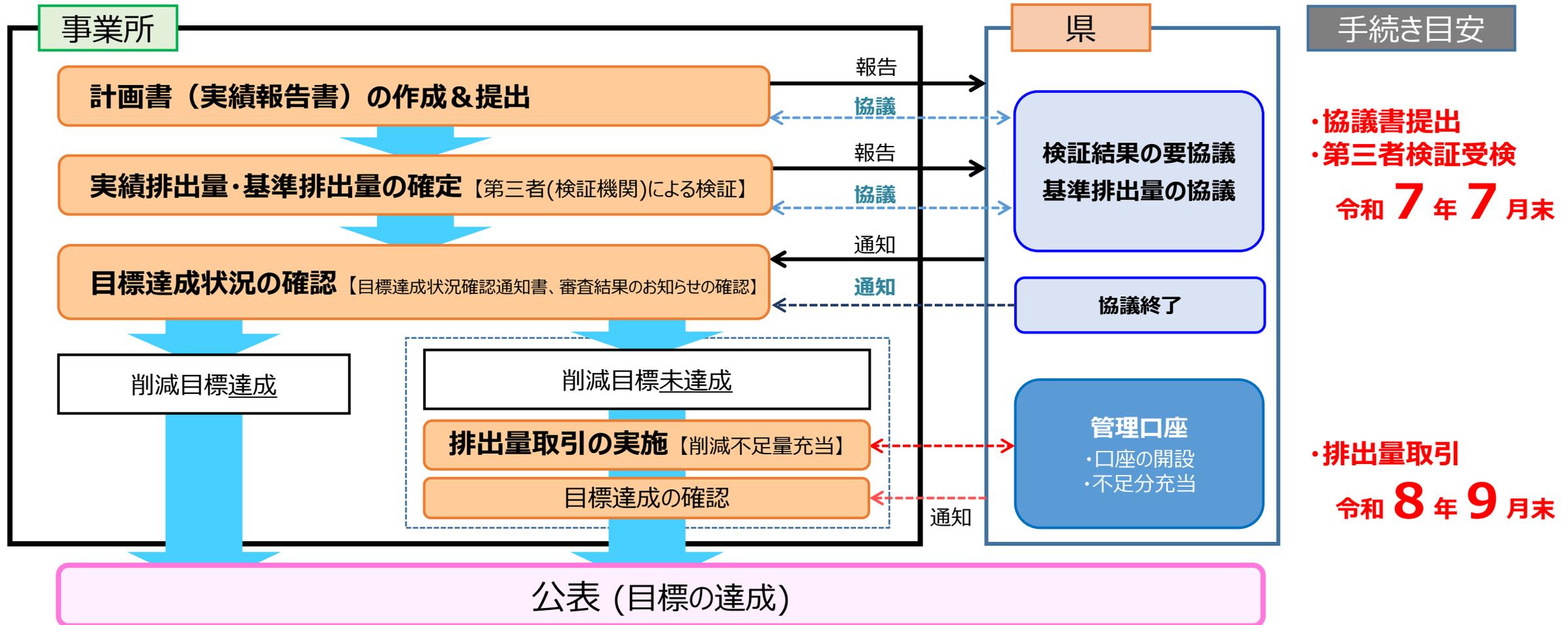
第3削減計画期間の手続き等について

環境部 温暖化対策課



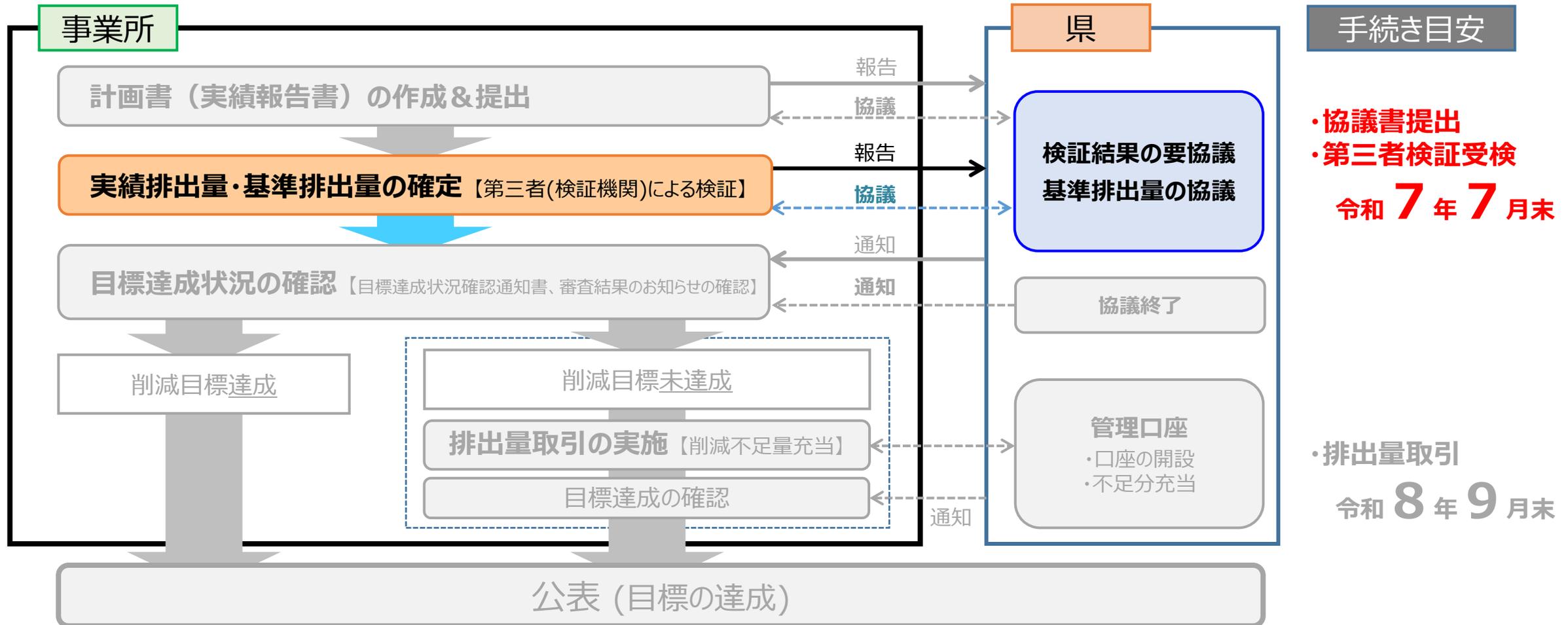
1. 全体の流れ

第3削減計画期間分の「**目標の達成**」の確認期限は令和**8年9月末**です。



1. 全体の流れ

第3削減計画期間分の「目標の達成」の確認期限は令和8年9月末です。



2. 実績排出量の確定（検証） — 第三者検証のポイント —

年度ごとの計画書(実績報告書)で報告した実績排出量は、それぞれ**第三者による「検証」を受けることで、排出量値が確定**します。第三者検証は算定資料ファイルを元にして、主に以下の点について検証されます。

検証チェック項目	検証で見られるポイント	根拠となる資料（一例）
事業所範囲の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・公的書類等により、建物・施設やエネルギー管理の連動性、近隣の建物等を適切に把握した上で、事業所の範囲を識別しているか。 ・延床面積を適切に把握しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建築基準法の確認申請等 ▶ 工場立地法の届出 ▶ 建物等の平面図 ▶ 国有財産台帳・登記簿謄本 ▶ 建物・土地賃貸借契約書 <p style="text-align: right;">など</p>
排出活動の把握と燃料等使用量監視点の特定	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料等使用量監視点を網羅的に特定しているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 建物等の配電図(単線結線図等) ▶ 都市ガス配管図 ▶ 発電設備に係る資料 ▶ 消防法の危険物貯蔵所又は取扱所の届出 ▶ 空気調和設備系統図等(ダクト系統図等) <p style="text-align: right;">など</p>
燃料等使用量の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・データ採取、集計報告等のための算定体制が構築されているか。 ・各燃料等使用量監視点に対応する購買伝票等が揃っているなど、燃料等使用量が網羅的に把握されているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 電気・ガス供給契約書等 ▶ 購買伝票等 <p style="text-align: right;">など</p>
エネルギー起源CO ₂ 排出量 原油換算エネルギー使用量の算定	<ul style="list-style-type: none"> ・購買伝票等の数値から算定資料への転記ミスがないか。 ・適切なエネルギー種が設定されているか。 	<p style="text-align: right;">など</p>

2. 実績排出量の確定（検証） — 要協議となる場合 —

検証の結果が「不備あり」又は「不明」となり、当該項目において、「適合」となるための対応策を講じることができず又は講じないで、検証を終了した場合は **埼玉県と『要協議』** となります。

<検証結果の判断について>

適合

算定資料に記載された情報が、算定ガイドラインに従って報告(算定・表示)されている。

不備あり

記載すべき情報であるにもかかわらず算定資料に記載がない、又は記載された情報が、算定ガイドラインに従って報告(算定・表示)されていない。

不明

証拠が入手できない、又は不十分であるため、算定資料に記載された情報が算定ガイドラインに従って報告(算定・表示)されているかどうかの判断ができない。

もし購買伝票等を紛失・廃棄してしまった場合は……

A. 販売量証明等の入手

燃料等販売会社（電力会社、燃料販売会社等）から、販売量証明等の書類を入手することで、検証における証拠書類とすることができます。
※ 販売会社によっては、販売量証明等の再発行が有償となることがあります。
早めにお問い合わせください。

B. 使用量をゼロと算定する（基準年度の場合のみ）

基準年度の排出量算定の場合は、使用量を保守的にゼロと算定しても差し支えありません。

C. 埼玉県との協議

販売会社の倒産等により、**やむを得ず**販売量証明等の入手ができない場合は、合理的と認められる他の方法（実測による算定・社内資料等）で算定ができないか埼玉県と協議してください。
※ 値の信憑性の判断を行いますので、保守的な値となることがあります。

検証の受検終了まで、対象年度の購買伝票等は**整理し、保管**をしてください。

2. 実績排出量の確定（検証） — 検証の受検について —

検証受検には一定の期間（数か月以上）を要します。また、令和7年度の検証は非常に混みあうため、スムーズに進まないことが考えられます。検証機関への連絡や見積の取得など、**早めの準備をお願いします。**

＜受検事業者の手続き＞

埼玉県登録検証機関のいずれかによる検証を受検し、検証結果報告書の発行を受けて埼玉県へ提出してください。

提出物	提出方法
検証結果報告書	<p>原本（検証機関の印のあるもの）を郵送 (宛先)</p> <p>〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 環境部 温暖化対策課 計画制度・排出量取引担当</p>
エネルギー起源CO2排出量算定資料 (検証を受けたもの)	<p>データをメール送付 (宛先)</p> <p>a3030-17@pref.saitama.lg.jp</p>

検証結果の報告目安 令和7年7月末まで

第三者による検証

- ▶ [検証主任者の登録手続](#)
- ▶ [埼玉県登録検証機関](#)
- ▶ [検証機関の登録手続](#)
- ▶ [開催済み新規講習会修了者](#)
- ▶ [検証様式書](#)
- ▶ [検証主任者講習会の開催予定](#)

埼玉県登録検証機関

埼玉県登録検証機関の一覧

現在埼玉県に登録し、県内で検証業務ができるのは以下の機関です。

登録番号	検証機関名	営業所住所	営業所電話番号	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
11-2	ビューローベリタスジャパン 株式会社	東京都港区新橋	03-6402-5977	○					○
11-3	株式会社 日本スマートエナジー認証機構	東京都港区西新橋	03-6262-1482	○					
11-4	一般財団法人 建材試験センター	東京都中央区日本橋堀留町	03-3249-3151	○					

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/kenshoukikan-ichiran.html>)

3. 基準排出量の確定（協議） — 基準排出量に係る協議 —

基準排出量とは、その事業所の1年度当たりの目標設定ガス（エネルギー起源CO₂）排出量の基準量であり、この量が、排出量が増加したか、減少したかの基準となります。

基準排出量の決定協議

大規模事業所の設置者は基準排出量の算定後、県と協議を行い、基準排出量を決定する。

※ 基準排出量の決定については第三者検証が必要となる。

基準排出量の修正協議

最初の削減計画期間の目標達成が確認されるまでの間に限り、算定対象年度、算定対象年度の目標設定ガス排出量その他の算定根拠を修正することができる。

※ 検証結果報告書により算定根拠の修正が報告されたときなど、修正を行うべきことが明らかな場合は、協議書の提出を省略できる。

※ 基準排出量の検証後に基準排出量を修正した場合は、検証を再度行う必要がある。

基準排出量の変更協議

①から③に掲げる要因による排出量の増減量が、**基準排出量の6%以上の場合**、**基準排出量の変更協議を必ず行われなければならない。**

- ① 事業所の床面積の増減
- ② 用途が、排出活動指標に定める用途のうち異なる用途になる変更
- ③ 事業活動の量、種類又は性質を変更するための設備の増減

※ 複数の要因がある場合は、それらの要因によって算定される量の合計の増減量により判断

※ 変更協議については、検証機関による第三者検証は不要

＜基準排出量の変更に該当しない場合の例＞

- ▶ 施設や設備の変更を伴わない生産量の増減
- ▶ 営業時間や工場稼働時間の変更
- ▶ 空室率の増減
- ▶ 気温・気候の変化による排出量の増減

3. 基準排出量の確定（協議） — 変更協議要件の計算方法等 —

<基準排出量の変更協議となるケース（具体的な方法）>

① 床面積の増減

増減した床面積に、埼玉県が定める用途別排出標準原単位を乗じたものを排出量の増減量とする。

※ 増減した床が複数の用途により構成されている場合は、当該複数の用途ごとに乗算したものの合計量

$$\begin{aligned} & \text{排出量の増減量[t-CO}_2\text{/年]} \\ & = \sum \{ \text{用途別排出標準原単位[t-CO}_2\text{/(m}^2\text{・年)]} \times \text{増減した床面積[m}^2\text{]} \} \end{aligned}$$

② 用途変更

用途変更した床面積の大きさに、変更前後の用途の埼玉県が定める用途別排出標準原単位の差を乗じたものを排出量の増減量とする。

$$\begin{aligned} & \text{排出量の増減量[t-CO}_2\text{/年]} \\ & = \sum \{ \text{変更前後の用途別排出標準原単位[t-CO}_2\text{/(m}^2\text{・年)]} \times \text{増減した床面積[m}^2\text{]} \} \end{aligned}$$

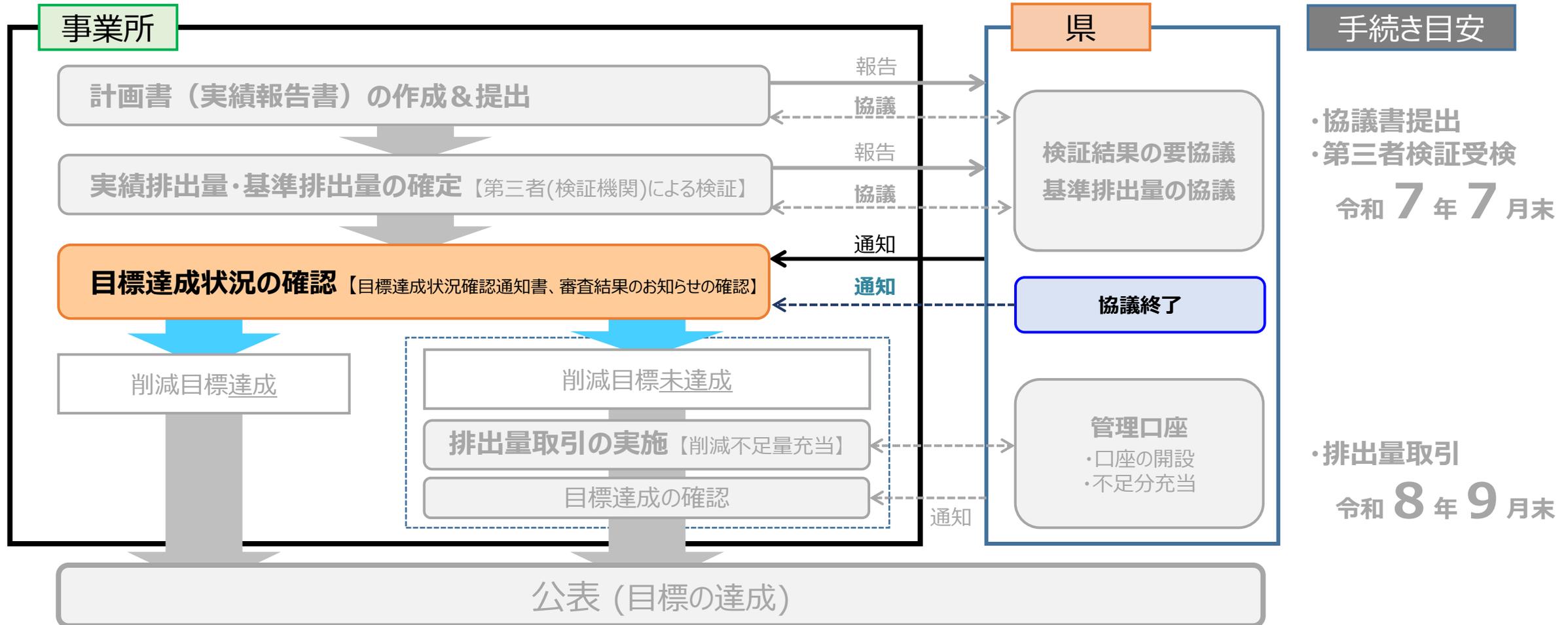
③ 設備の増減

事業活動の全部又は一部についてその量、種類又は性質を変更するために設備を増減した場合は、増減した設備における排出量として算定される量を増減量とする。

増減した設備における排出量は、その事業所の状況変更の実態に応じて、増減した設備の電力容量、エネルギー使用量の実測値、契約電力量の増減量等を用い、適切と認められる方法に基づき算定する。

1. 全体の流れ

第3削減計画期間分の「**目標の達成**」の確認期限は令和8年9月末です。



4. 目標達成状況の確認

— 目標達成状況通知書 —

自事業所の目標達成状況は、県からの「目標達成状況確認通知書」で確認することが可能です。

※ 第3削減計画期間内の計画書・検証結果報告書の審査が全て終了した事業所から順次送付していきます。

口 座 番 号	110-100-0000000000000000-00					
削 減 期 間	令和2年度～令和6年度					
目 標 達 成 状 況	未達成					
排出量等の状況 (t-CO ₂)						
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	削減期間合計
基準排出量	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	50,000
目標削減率	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	
排出削減目標量						10,000
エネルギー起源CO ₂ 排出量	8,000	9,000	8,500	8,000	7,500	41,000
排出削減量	2,000	1,000	1,500	2,000	2,500	9,000
振替可能削減量等の充当量						-
知事が発行する超過削減量						-
目標達成のために必要な充当量						1,000
(備考)						
基準年度（既に基準排出量を変更した場合は最終変更日）以降で削減期間最終年度までの間に、基準排出量変更の要件（裏面参照）に該当する場合、速やかに県と変更の協議を行ってください。なお、その場合、本通知は無効となります。						
「目標達成のために必要な充当量」について、整理期間の終了日（令和8年9月末）までに他の事業所等から削減量を取得し、目標達成に努めてください。						

達成状況
「達成」 or 「未達成」

削減目標量
(削減期間の合計)

基準排出量から実際に削減された量
(削減期間の合計)

(上段) 目標を上回って削減された量
(「達成」の場合に記載)
(下段) 削減不足量
(「未達成」の場合に記載)

この例では、「目標量 10,000 t-CO₂」に対して「削減量 9,000 t-CO₂」なので「1,000 t-CO₂」の **削減不足 (未達成)**

4. 目標達成状況の確認

— 審査結果のお知らせ —

計画期間中は「**審査結果のお知らせ**」で確認することが可能です。

※ 計画書の審査が終了した事業所から順次送付しています。

3. 第3削減計画期間の達成見込み (推計) (※端数処理の関係上、合計と内訳の計が一致しない場合があります。)

(排出量の単位はt-CO2)

下記数値は、令和4年度までの平均排出量が令和6年度まで継続するとして推計したものです。今後の排出状況や取組状況により値は大きく変化する場合があります。

基準排出量 ⑦	51,200	上記①基準排出量 の削減計画期間全体の合計
削減目標量 ⑧	10,240	上記③削減目標量の削減計画期間全体の合計
排出量 ⑨	42,789	これまでの排出実績を基にした推計値です
排出削減量 ⑩ = ⑦ - ⑨	8,411	

※ あくまで推計であり、見込みの値であることに注意が必要です。

自事業所の削減状況の確認をし、取引が必要となりそうなのか、今後の対策次第で達成できそうなのかなどを今のうちから、計画的に準備等をしていくことが大事です。

達成見込み

<input type="checkbox"/>	⑧ ≤ ⑩ の場合	削減目標量を上回る削減が行われる見込みです。	
	目標を上回って削減された量 ⑪ = ⑩ - ⑧	-	
	超過削減量 (取引できる量) ⑫	-	各年度において、削減量が基準排出量の2分の1を上回った場合には、基準排出量の2分の1から削減目標量を減じた値が超過削減量となります。

「⑩排出削減量」が「⑧削減目標量」を上回っている場合、超過削減量（見込量）が記載されます。発行された超過削減量は排出量取引でご利用いただけます。

未達成見込み

<input checked="" type="checkbox"/>	⑧ > ⑩ の場合	第3削減計画期間では削減が不足する見込みです。	
	削減不足量 ⑬ = ⑧ - ⑩	1,829	保有するクレジットを目標達成に充てることができます。それでも不足する場合は排出量取引によりクレジットを取得してください。

「⑩排出削減量」が「⑧削減目標量」を下回っている場合、削減不足量が記載されます。例では、このままでは削減が不足する見込みのため、削減不足量が記載されています。

4. 指定管理口座のクレジット等 (排出量の単位はt-CO2)

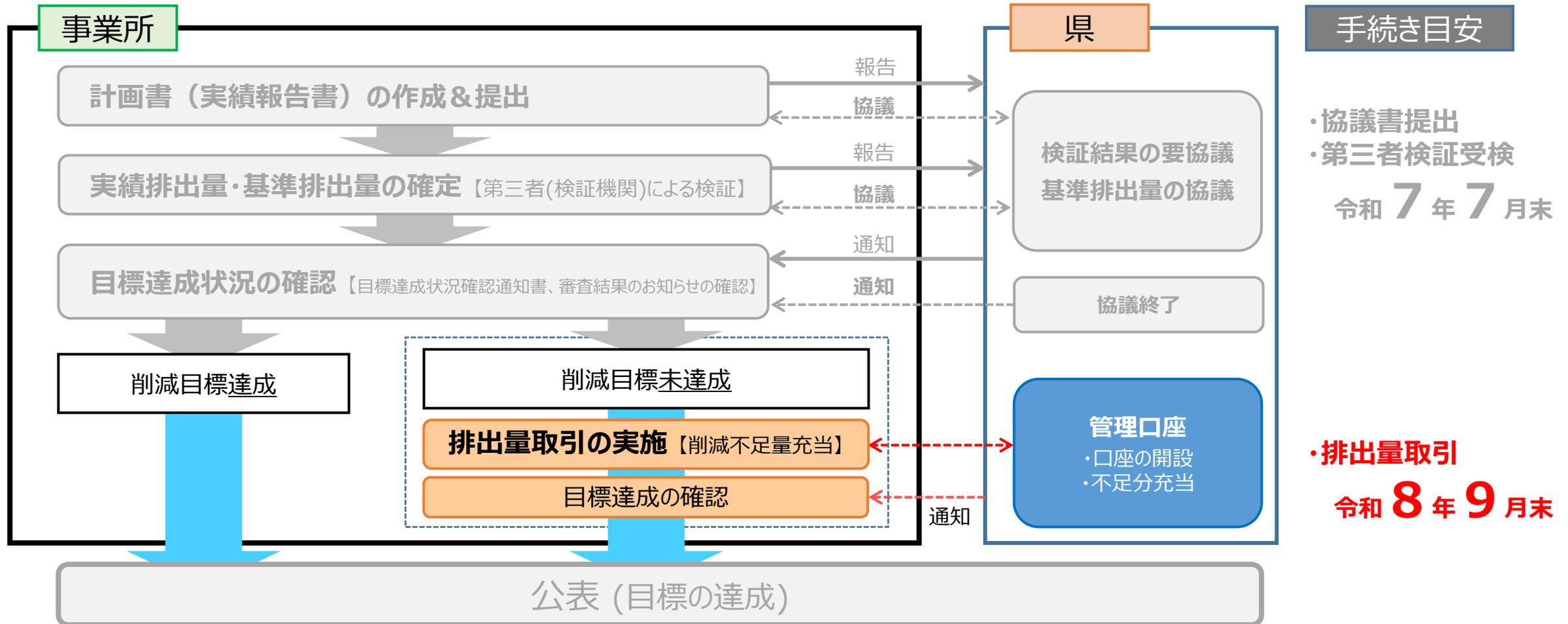
(排出量の単位はt-CO2)

クレジット等保有量 ⑭	0	貴事業所の指定管理口座に帰属するクレジット等の数量です（第3削減計画期間の目標達成に使用できるもの）。一般管理口座に帰属する量、目標達成のために充当した量は含まれません。
-------------	---	---

指定管理口座に帰属するクレジットの数量が記載されます。削減量が不足している場合、こちらから充当することも可能。

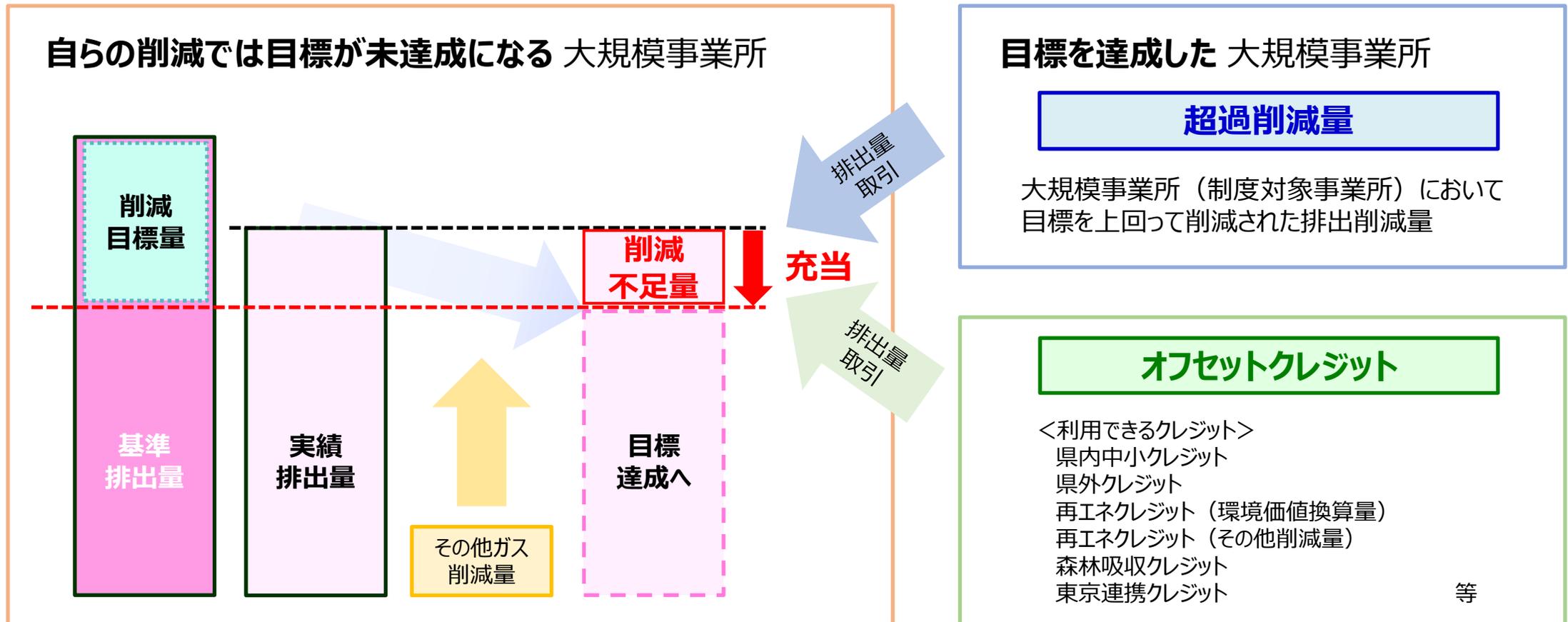
1. 全体の流れ

第3削減計画期間分の「目標の達成」の確認期限は令和8年9月末です。



5. 排出量取引 — 排出量取引での目標達成 —

自らの削減では**目標が未達成**の大規模事業所は、**削減不足量**について、他の大規模事業所の**超過削減量**、**オフセットクレジット**を排出量取引により取得して、不足分に充当することで目標を達成をすることができます。



5. 排出量取引 – クレジットの種類について –

< 目標達成に利用できるクレジット等の種類 > ※ 多くのクレジットは、事前申請や検証が必要なことに注意

1. 超過削減量

大規模事業所において、目標を上回って削減された量

2. その他ガス削減量

大規模事業所において、その他ガス(非エネルギー起源CO₂, CO₂以外の温室効果ガス)について削減された量

- ※ その大規模事業所の削減量としてのみ利用可能 (他の事業所への振替は不可)
- ※ 削減量をモニタリングする前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要
- ※ 第三者検証が必要

3. 県内中小クレジット

埼玉県内の中小規模事業所(制度対象外の事業所)において、設備更新対策により削減された量

- ※ 認められる削減対策に制限あり
- ※ 削減対策(工事)を実施する前に、あらかじめ計画の申請・承認が必要
- ※ 第三者検証が必要

4. 県外クレジット

大規模事業所に相当する規模の埼玉県外(東京都外)の事業所において、エネルギー起源CO₂について、削減された量

- ※ 対象とできる事業所の規模、クレジット化できる量、充分に利用できる量に制限あり
- ※ 対象の県外事業所は、オフィス系・工場系の区分なく、22%の目標削減率(第3計画期間)が設定される
- ※ 第三者検証が必要

5. 再エネクレジット(環境価値換算量)

本制度で認定された設備で生じた再生可能エネルギーの環境価値換算量

- ※ 第3計画期間では、再エネの種類にかかわらず、1.0倍分の算定
- ※ 発電量等を計測する前に、あらかじめ設備認定の申請・承認が必要
- ※ 第三者検証が必要

6. 再エネクレジット(その他削減量)

他制度で認証された環境価値(グリーンエネルギー証書など)をクレジット化したもの

- ※ 第3計画期間では、再エネの種類にかかわらず、1.0倍分の算定
- ※ 他制度において認証を受けているため、本制度での改めての検証は不要

7. 森林吸収クレジット

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等(森林管理に係るもの)で創出されたクレジット

- ※ 埼玉県内の森林管理に係るものは、1.5倍の割増が可能
- ※ 埼玉県森林CO₂吸収認証制度クレジットは、認証を受けた事業者のみ利用可能(他者への振替は不可)
- ※ 他制度において認証を受けているため、本制度での改めての検証は不要

8. 東京連携クレジット

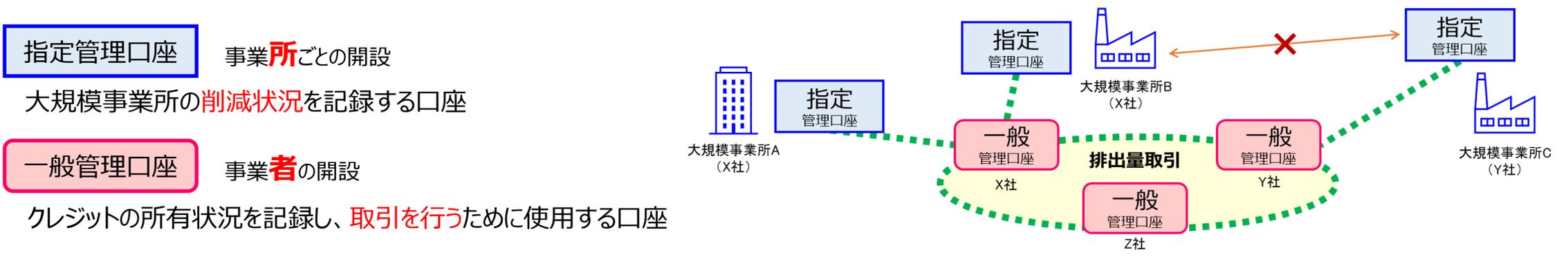
東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出された、超過削減量、都内中小クレジット

- ※ 東京都制度において検証を受けているため、本制度での改めての検証は不要
- ※ 超過削減量は、東京都制度において義務履行が確認されたものに限る

5. 排出量取引 — 排出量取引をするためには —

超過削減量やオフセットクレジットの取引を行うためには、管理口座の開設、取引相手との契約、県への振替手続きが必要となります。以下は、超過削減量を取引により移転する際の手続きの流れです。
 ※ 排出量取引は、取引の当事者間で行うことが基本であり、埼玉県が取引市場を公設することは予定していません。

<div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 手続きの流れ </div>	項目	内容	県への必要手続	
	1	一般管理口座開設	取引を行う口座を開設	一般管理口座開設申請
	2	取引相手を探す	取引相手を探す	なし
	3	契約手続き	取引相手との契約を交わす	なし
	4	排出量取引の実施	クレジットを取引により相手へ移転する	振替可能削減量振替申請



5. 排出量取引 — 取引相手の探し方 —

振替可能削減量（超過削減量、各種クレジット）の売却を希望される事業者について、振替可能削減量に係る情報の全て又は一部を埼玉県HP上で公表しています。

他者が保有している振替可能削減量の購入を希望される事業者（取引参加者）は、埼玉県HPで公表される情報等を参考に、クレジットの購入手続（取引相手選択、見積依頼等）を行うことができます。

2. 振替可能削減量の保有情報の公表について

(1) 振替可能削減量等情報公表状況

振替可能削減量等の発行等に係る情報について、以下のとおり公表します。

[振替可能削減量等の保有情報一覧（令和5年5月31日現在）\(PDF: 351KB\)](#)

超過削減量及び各種クレジットの発行及び保有に係る情報は、排出量取引用ガイドラインの規程に基づき公表することができます。

(2) 振替可能削減量等情報公表事項（口座名義人が希望した場合のみ）

振替可能削減量（超過削減量、各種クレジット）の売却を希望される事業者は、振替可能削減量に係る情報の全て、又は一部を埼玉県ホームページ上で公表することができます。

他者が保有している振替可能削減量の購入を希望される事業者（取引参加者）は、埼玉県ホームページで公表される情報等を参考に、クレジットの購入手続（業者選択、見積依頼等）を行うことができます。

1. 口座番号及び口座名義人の名称
2. 振替可能削減量等の種類
3. 振替可能削減量等の発行の量

< 埼玉県HP: 管理口座の開設状況、クレジット等の発行・所有状況 >

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikikouza.html>

クレジット等の保有情報一覧

口座の種類	口座番号	口座名義人名称	クレジット等の種類	振替可能削減量等の保有の量(t-CO2)	振替可能削減量等の管理を行う部署等の連絡先				
					管理部署 会社名	管理部署 所属	管理部署 電話番号	管理部署 ファックス	管理部署 メール
指定	110-100-000000000000001-00	埼玉日清食品株式会社	超過削減量	10,555	埼玉日清食品株式会社	総務部	048-565-4730	048-565-4733	g_jp@nissinfoods.co.jp
指定	110-100-000000000000006-00	日本フェルト株式会社	超過削減量	14,491	-	-	-	-	-
指定	110-100-000000000000002-00	株式会社明治	超過削減量	4,729	-	-	-	-	-
指定	110-100-000000000000003-00	株式会社明治	超過削減量	0	-	-	-	-	-
指定	110-100-000000000000004-00	株式会社プロテリアル	超過削減量	15,153	-	-	-	-	-
指定	110-100-000000000000005-00	パーカーアザヒ株式会社	超過削減量	15,230	パーカーアザヒ株式会社 本社工場	設備部	048-584-1114	048-584-4305	kch@parker-azahi.com
指定	110-100-0000000000000061-00	志木地区衛生組合	その他ガス削減量	433	志木地区衛生組合	企画業務課	049-254-1125	049-254-5722	ok111@hseet.scs.go.jp
指定	110-100-0000000000000061-00	志木地区衛生組合	超過削減量	0	志木地区衛生組合	企画業務課	049-254-1125	049-254-5722	ok111@hseet.scs.go.jp
指定	110-100-0000000000000065-00	東武冶金株式会社	超過削減量	3,625	東武冶金株式会社	管理課	0480-23-0985	-	-
指定	110-100-0000000000000070-00	株式会社エフテック	超過削減量	14,086	株式会社エフテック	久喜事業所 管理課	0480-85-5215	0480-85-5219	-
指定	110-100-0000000000000073-00	DIC株式会社	超過削減量	5,045	DIC株式会社	安全環境グループ	048-721-3555	-	-
指定	110-100-0000000000000086-00	沖電気工業株式会社	超過削減量	11,454	沖電気工業株式会社 本社工場	生産技術部 設備管理課	-	-	ku106659@oki.com
指定	110-100-0000000000000087-00	沖電気工業株式会社	超過削減量	5,293	沖電気工業株式会社 本社工場	生産技術部 設備管理課	-	-	ku106616@oki.com
指定	110-100-0000000000000091-00	サイデン化学株式会社	超過削減量	4,281	サイデン化学株式会社	生産本部	048-861-9121	-	-
指定	110-100-0000000000000099-00	オアシスエスエーエーリング株式会社	超過削減量	76	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000111-00	国立大学法人埼玉大学	超過削減量	2,364	国立大学法人埼玉大学	財務施設管理課	-	048-858-3681	sei@u-ni.ac.jp
指定	110-100-0000000000000115-00	エフイファーマ株式会社	超過削減量	3,461	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000117-00	株式会社ソーレン	超過削減量	0	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000119-00	株式会社不二家	超過削減量	1,136	株式会社不二家	埼玉工場 工務課	048-478-2121	-	hara.takashi@fujisan.co.jp
指定	110-100-0000000000000128-00	株式会社ルクキ	超過削減量	10,782	株式会社ルクキ	開発企画部	03-5334-0567	-	lu-noki@lumino.co.jp
指定	110-100-0000000000000131-00	RGコンテナ株式会社	超過削減量	-	-	-	-	-	-
指定	110-100-0000000000000136-00	三協食品工業株式会社	超過削減量	14,537	三協食品工業株式会社	工場管理課	049-231-1711	-	-

5. 排出量取引 — 排出量取引(クレジットの振替)についての申請手続き —

排出量取引(クレジットの振替)を行うには、「振替可能削減量振替申請書」を県に提出する必要があります。県による振替の手続き完了後、「振替可能削減量振替通知書」が発出され、取引が完了します。

振替可能削減量振替申請書

当該振替によりその管理口座において、振替可能削減量の減少の記録がされる口座名義人が申請を行う。

※ 指定管理口座から指定管理口座への振替はできないので注意

<記載事項に関するポイント>

振替の原因となった事由

振替の理由について、主に記載される例を以下に示す。

- 例：指定 → 一般：他事業者との取引を行うため
- 例：一般 → 一般：他事業者との取引を行うため
- 例：一般 → 指定：削減量の不足分を振替量充当により達成するため

単位当たりの取引価格

- 単位当たりの取引価格を記載する。(空白でも可)
- ※ 自社間の移転等で取引価格が発生しないものは、空白(または0円)とする。
 - ※ 取引価格については、取引する当事者同士の交渉・合意により決定されるものであり、埼玉県が取引価格を定めることはない。
 - ※ 市場価格を表すものではないが、取引参加者が参考情報として利用できるよう、過去の削減計画期間中に行われた排出量取引における申告価格は県HP上で公表している。(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/sakugen.html>)

様式第10号

年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住所
氏名

印
(法人にあつては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

振替可能削減量振替申請書

埼玉県削減量口座簿取扱要綱第13条第1項又は第14条の規定により振替可能削減量の振替を次のとおり申請します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業番号	
増加の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類
口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業番号	
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業番号	
振替の原因となった事由		
振替希望日 年 月 日		
振替可能削減に係る情報	種類	
	振替の数量	
1単位当たりの取引価格		
添付書類		別添のとおり
振替可能削減量の管理を行う部署等の連絡先		別添のとおり

(受付欄)

(日本産業規格A列4番)

備考 受付欄には、記入しないこと。

様式第11号

振替可能削減量振替通知書

温対第32-1000号
令和 年 月 日

株式会社埼玉県
代表取締役社長 埼玉 太郎 様

埼玉県知事 大野 元裕

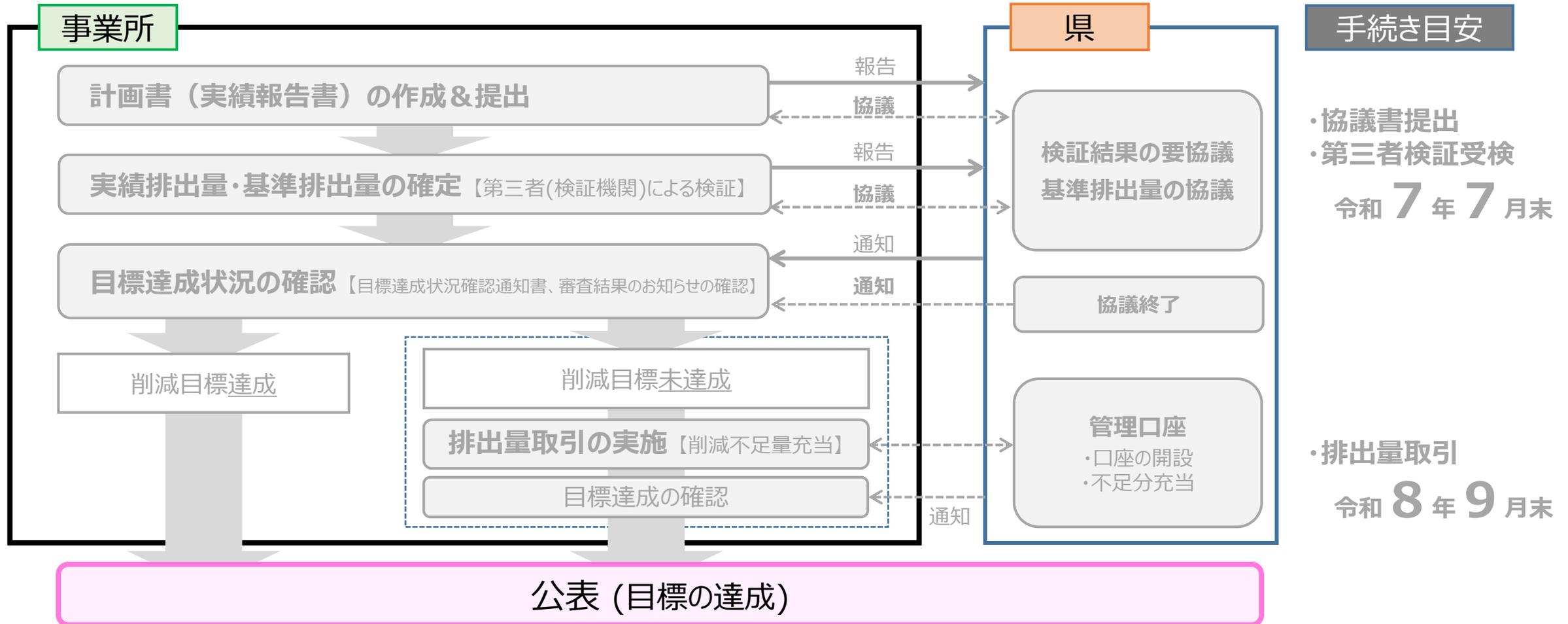
埼玉県削減量口座簿取扱要綱第10条の規定により振替可能削減量の振替をしたので、第13条第3項の規定により通知します。

減少の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類	指定
口座に係る大規模事業所の情報(指定管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業番号	株式会社埼玉県 さいたま工場	
さいたま市浦和区高砂〇-〇-〇	099999		
増加の記録がされる口座情報	口座番号	管理口座の種類	一般
口座名義人の氏名又は名称(一般管理口座に限る。)	事業所の名称 事業所の所在地 事業番号	株式会社埼玉県	
振替の原因となった事由	他事業者との取引を行うため		
振替を行った日 令和 年 月 日			
振替可能削減に係る情報	種類	超過削減量	
	振替の数量	1,000 t-C02	
識別番号	110-9000000001~110-90000001000		

(日本産業規格A列4番)

1. 全体の流れ

第3削減計画期間分の「目標の達成」の確認期限は令和8年9月末です。



制度に関する御質問について

(お問合せ先)

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当

TEL 048-830-3043,3044,3049

FAX 048-830-4777

Mail a3030-03@pref.saitama.lg.jp

「エル・ジー」



埼玉県マスコット「コバトン」

一般的な質問・回答内容はホームページ等で後日公表する予定です。